

障害高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
生活自立 J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1、交通機関等を利用して外出する 2、隣近所へなら外出する
準寝たきり A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない 1、介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて行う 2、外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	B 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが座位を保つ 1、車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2、介助により車いすに移乗する
	C 1日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1、自力で寝返りをうつ 2、自力では寝返りをうたない

(平成3年11月18日 老健102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知より)

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる
	IIa：家庭外で上記IIの状態がみられる IIb：家庭内でも上記IIの状態がみられる
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする
	IIIa：日中を中心として上記IIIの状態がみられる IIIb：夜間を中心として上記IIIの状態がみられる
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする

(平成18年4月3日老発第04030003号「「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」の一部改正について)

パーキンソン病における「ホーエン・ヤールの重症度分類等」

ヤール分類	生活機能障害度
ステージ 1：片側だけの障害で、軽度	I度：日常生活・通院に殆ど介助を要しない
ステージ 2：両側性で、日常生活が不便	
ステージ 3：姿勢反射障害・突進現象があり、起立・歩行に介助を要する	II度：日常生活・通院に殆ど介助を要する
ステージ 4：起立や歩行など、日常生活の低下が著しく、労働能力は失われる	
ステージ 5：車いす移動または寝たきりで全介助状態	III度：起立不能・日常生活全介助